

平成27年黒石市教育委員会第4回定例会会議録

日時及び場所 平成27年4月27日(月)午後1時30分 黒石市産業会館 大会議室

会議出席委員 委員長 村上良子
1番 阿保淳士(教育長)
2番 津軽承公
3番 千葉小夜子
4番 駒井順一

会議欠席委員 なし

説明のために出席した者の職氏名

教育部長 玉田純一
指導課長 齋藤有
学校教育課長 藤田克文
社会教育課長 駒井昭雄
文化スポーツ課長 成田秀範
学校教育課課長補佐 西塚啓
学校教育課主幹 中田智子(書記)

会議に付した案件

- 第1 会議録の承認
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 教育長等の報告
- 第5 議案第32号 黒石市就学指導に関する規則の一部改正について
- 第6 議案第33号 黒石市「UPる」先生任用規則の一部改正について
- 第7 議案第34号 黒石市社会教育委員の委嘱について

会議の顛末

開会宣告(午後1時30分)

第1 会議録の承認

平成27年黒石市教育委員会第2回臨時会、平成27年黒石市教育委員会第3回臨時会及び平成27年黒石市教育委員会第3回定例会の会議録については、全員異議なく、原文を承認する。

第2 会期の決定

会期については、平成27年4月27日の1日とすることで、委員全員異議なく、決定する。

第3 会議録署名委員の指名

村上委員長が「村上良子委員長」と「千葉小夜子委員」を指名する。

第4 教育長等の報告

黒石市教育委員会の権限に属する事務で専決した事項の報告

- 1 教育長が専決した課長補佐級以下の職員相当と考えられる非常勤職員について資料に基づき、各課長が内容を説明し、質疑に入る。

- (1) 黒石市特別支援教育支援員 14人

任期 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

職務 黒石市立小中学校に在籍する教育上特別な支援が必要な児童生徒の学校における生活上の解除や学習活動の支援を行う。

- (2) 黒石市学習適応指導教室相談員 4人

任期 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

職務 心理的要因を主とするさまざまな要因により不登校状態の続いている児童及び生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充及び基本的な生活習慣の改善のための相談並びに適応指導を行うことにより、学校復帰を支援し、不登校児童及び生徒の社会的自立を促す。

- (3) 黒石市算数・数学「UPる」先生（指導課） 8人

任期 平成27年5月1日から平成28年2月29日まで

職務 黒石市立小・中学校において、校長の指揮監督のもと、算数・数学の指導を行う。

- (4) 黒石市教育委員会図書管理嘱託員 1人

任期 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

職務 スポカルイン黒石図書コーナーにおける図書業務の管理運営を行う。

- (5) 黒石市青少年相談センター専任指導員 1人

任期 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

職務 青少年の相談、補導及び青少年問題に関する資料の収集並びに広報その他必要と認める業務を行う。

- (6) 黒石市建造物専門員 1人

任期 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

職務 歴史的建造物及び伝統的建造物群の保存と整備並びに活用の充実を図る。

(7) 黒石市歴史文化専門員 1人

任期 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

職務 市史等歴史的事項の記録保存の充実を図る。

平成27年第1回黒石市議会定例会に提出した教育に関する事務の議案については、平成27年黒石市教育委員会第2回定例会で協議したとおり、可決された。

黒石市長が制定した教育に係る規則について

(1) 黒石市中町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(平成26年3月31日黒石市訓令第6号／文化スポーツ課)

黒石市中町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例施行規則(平成20年黒石市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2条」を「前条」に改める。

第7条第1項中「伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る許可申請書」を「黒石市中町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る許可申請書」に改める。

第8条第2項中「伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る協議申出書」を「黒石市中町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る協議申出書」に改める。

第9条第1項中「伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る許可通知書」を「黒石市中町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る許可通知書」に改める。

第10条の見出しを「(建築等に関する完了検査)」に改め、同条中「伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る工事完了届出書」を「黒石市中町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和の規定による検査申請書」に改め、同条に次の3項を加える。

2 市長は、前項の申請があったときは、30日以内にこれを検査し、不良と認めたときは、当該工事について設計の変更、材料の取替え又は手直しを命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による検査を行うため、市長の指名する者を検査対象物件に立ち入らせることができる。

4 前項の規定により検査対象物件に立ち入る者は、市長が交付する黒石市職員服務規程(昭和58年黒石市訓令第6号)第3条に規定する職員証を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(検査済証)

第11条 前条の規定による検査の結果、適合していると認めたときは、黒石市中町伝統的建造

物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和の規定による検査済証（様式第5号）を交付する。

（検査済証を交付できない旨の通知書）

第12条 第10条の規定による検査の結果、適合していると認め難いときは、黒石市中町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和の規定による検査済証を交付できない旨の通知書（様式第6号）を交付する。

様式第1号中「伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る許可申請書」を「黒石市中町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る許可申請書」に改める。

様式第2号中「伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る協議申出書」を「黒石市中町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る協議申出書」に改める。

様式第3号中「伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る許可通知書」を「黒石市中町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に係る許可通知書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

本会議は秘密会なしで委員全員異議なく、これを可決する。

第6 議案第32号 黒石市就学指導に関する規則の一部改正について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

津軽委員 この依頼者は、保護者と理解していいのでしょうか。それから、これは毎年出すものなのでしょうか。もう1つは、まずは、総合診断依頼書を出して、後程、就学指導委員会が更に細かい諸検査などをするというようなことだと思いました。そうすると、この次に出るものはどういう様式のものになるのか、後程定例会に議案として提出されるのか、今回一緒に提出しても良かったのではと思ってしまいますが、その旨考える必要ないのでしょうか。

教育部長 ここについては、所属長。例えば、学校なり保育所の方から、保護者から認印をもらったもので依頼をかけるということです。

次に、提出は毎年ではなくて、学校に上がる時、学校の年度途中で普通のクラスにいたが少し気になるとなった時。それから、小学校から中学校に上がる時。そのような形で総合診断の方は所属長から出てくることになっています。今回なくなった部分は、就学指導委員会に出す書類ということになるので、次回の定例会で提出するものではありません。様式うんぬんとそういう話しにはならない資料になっています。

教育長 従来、A表とB表2枚出しているのですが、A表の方と項目が重複している。それをすっきりさせるために、教育委員会に出す書類としては依頼だけの様式にして、就学指導委員会に出す書類としては、細かい状況とかを書けるようにすればいいと考えたものです。就学指導委員会の方々のご意見を参考にしたという経緯もあります。

千葉委員 委員長。今のお話を伺って、総合診断を依頼する限りはそれなりに資料というものが
必要かと思います。そうすると、その詳細にわたって子どもたちの色々な検索した結果
とかは添付書類として必要ではないかというように思うのですが。総合診断を依頼する
というこれだけの中身だけでいいのかと思っているのですが。

教育長 今までのスタイルでいえば、所属長が、例えば学校に入る時の就学時健診で疑わしい状
況があったために審議していただきたいということを出していたわけですが。その段階で、
状況は学校の判断だけで書いていたわけですが。この申込に関しては、疑いがあるから見て
くださいという依頼書を基に専門員が今度は詳しく調査していきます。その調査した事項
を基に就学指導委員会が開かれるという流れになりますので、教育委員会へ診断依頼を提
出する段階では、書類を細かくする必要はないと私は判断しました。これは、先程も申し
あげましたが、就学指導委員の方々が詳しく審議するので、最初の段階にその情報はなく
てもいいのではということですっきりさせました。

以上、審議を終え、全員異議なく、原案を可決する。

第6 議案第33号 黒石市「UPる」先生任用規則の一部改正について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

千葉委員 5月から2月末までということであれば、だいたい40週になるのでしょうか。そ
れで20時間ということ、だいたい800時間に合わせてあるような計算で、それにつ
いての上下は可能だということなどとして勤務時間を割り振っていると考えたので
すが、800時間以上を考えてもいいと捉えてもよろしいということでもいいですか。

教育部長 委員のおっしゃるとおり、来年以降は、1日4時間で割り振ると800時間を超える
可能性もあるようで、それに対応するため制限をなくしたと確認しました。

以上、審議を終え、全員異議なく、原案を可決する。

第7 議案第34号 黒石市社会教育委員の委嘱について

教育部長が、小寺弘幸氏（黒石東小学校長）について資料に基づき説明し、審議に入る。

審議の結果、全員異議なく、原案を可決する。

公開審議終了（午後1時55分）

黒石市教育委員会会議規則（平成25年黒石市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第18条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成27年黒石市教育委員会規則第3号。以下「整備規則」という。）附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備規則第5条の規定による改正前の黒石市教育委員会会議規則（以下「旧規則」という。）第21条の規定に基づき作成した平成27年黒石市教育委員会第4回定例会の会議録について、旧規則第22条の規定による承認を受けたので、旧規則第23条の規定に基づき、ここに署名する。

平成27年5月26日

黒石市教育委員長 （村上良子）

黒石市教育委員 （千葉小夜子）